明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○福島県相馬郡飯舘村の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境九〇）　一
〔公　告〕
諸事項　五
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　二二
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　三三

告示

○環境省告示第九十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県相馬郡飯舘村大字大倉字松ケ平百八十二―二	畑	除草、表土の削り取り及び被覆
福島県相馬郡飯舘村大字大倉字松ケ平百八十五	田	除草、表土の削り取り及び被覆
福島県相馬郡飯舘村大字大倉字松ケ平百八十六	原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県相馬郡飯舘村大字大倉字松ケ平三百三十九―一	宅地等	屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　除草、堆積物の除去、表土の削り取り及び被覆 庭等（未舗装面の庭木等）　樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　除草、芝刈り並びに芝の深刈り又は剥ぎ取り及び張り替え 庭等（未舗装面の砂利・砕石）　除草、砂利・砕石の除去及び被覆 庭等（舗装面）　堆積物の除去及びブラシ洗浄又は高圧水洗浄
福島県相馬郡飯舘村大字大倉字湯舟二百五	宅地等	屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　除草、堆積物の除去、表土の削り取り及び被覆 庭等（未舗装面の庭木等）　樹木の根本付近の表土の除去及び被覆